

経営者・経営幹部、営業・販売・経理担当者必須！ 法改正セミナー

企業取引・経営に
大きく影響する

大改正

120年ぶりの改正・本年4月1日施行

民法・債権法 企業の対応策



知らなかったでは
済まされない！！

・売掛金消滅時効の規定 ・保証ルールの見直し
・賃貸借のルール ・各種契約書の改定 など

本年4月1日より、企業活動や国民生活におけるもっとも基本的なルールを定めた民法が大改正されました。経済や社会情勢の変化に対応し、消費者保護を重視した「債権法」の改正や契約ルールの見直し等は約200項目にも及び、企業取引や消費者との契約ルールが大幅に変わったため早急な対応が求められます。

そこで本セミナーでは、企業活動に大きな影響を及ぼす「改正・債権法」や「債権管理」の重要ポイントについて事例を交えてわかりやすく解説します。

講師

行政書士大森法務事務所

代表 **大森 靖之**



1979年生まれ。専修大学法学部卒。
ウソオ電機(株)入社。法務部にて11年
間に亘り月100件以上の契約書作成・
審査実務に携わり、法務分野の社内エキ
スパートとなる。2013年に行政書士とし
て独立し、大森法務事務所を開設する。

現在、企業から個人までの契約書作成や顧問先の指導と
共に、各地の商工団体等のセミナー講師として活躍中。
企業実務をベースにした専門的観点からの講義は明快で
わかりやすいと多方面から高い評価を得ている。

■大森靖之の他のテーマ

「建設・建築関連業の請負契約書の基礎知識」
「企業経営に必要な法律知識」 他

* 120分

* 交通費は埼玉県「浦和駅」から

◆ご質問・ご相談・お見積など、お気軽にお問合せください。

◆他にも、ジャンルごとに▼ご紹介しております。

有限会社アドニス

検索

【セミナー内容】

◆民法とは？ 改正の全体像について

◆企業活動に関する重要な改正事項

- ①消滅時効期間の変更について
 - ・売掛金などの債権の時効期間が変わります
- ②保証に関する改正について
 - ・個人保証の要件が厳しくなります
- ③賃貸借に関する改正について
 - ・敷金の取扱い、修繕関係の権利義務が明確になります
- ④約款に関する改正について
 - ・定型約款についての規定が新設されます

◆契約書の改定について

- ①売買契約書の見直しポイント
- ②請負契約書の見直しポイント
- ③賃貸借契約書の見直しポイント

研修・セミナー・実技指導

Adonis

有限会社 アドニス

〒331-0801 さいたま市北区今羽町 410-1-405
TEL.048-666-7745 FAX.048-666-7786
E-mail 7745@s-adonis.com

※本企画の内容すべてにおいて、複製・転載・使用を禁止します。